

奈良県地域生活定着支援事業業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

奈良県地域生活定着支援事業を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

奈良県地域生活定着支援事業

(2) 委託業務の内容

「奈良県地域生活定着支援センター」を設置し、高齢であり、又は障害を有するため、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束が解かれた後、自立した生活を営むことが困難と認められる者（以下「支援対象者」という。）に対して、身体の拘束が解かれた後直ちに福祉サービス等を利用できるようにする等、保護観察所等の関係機関と協働・連携して、支援対象者が地域の中で自立した日常生活及び社会生活を営めるよう支援する。

詳細については、「奈良県地域生活定着支援事業業務委託仕様書」（別添1）のとおりとします。

(3) 業務委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

金26,893,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 留意事項

本業務の実施については、令和8年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合があります。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を請求することはできません。

3 日程等

(1) 募集要項等の配付

① 配付期間

公告の日から同年3月10日（火）まで

各日（土曜日、日曜日、祝日を除く）とも午前8時30分から午後5時まで

② 配布場所

奈良県福祉保険部地域福祉課（下記11に同じ）で配布するほか、地域福祉課ホームページ（<https://www.pref.nara.jp/1644.htm>）からダウンロードできます。なお、郵送による配付は行いません。

(2) 質問の受付

① 受付期間

公告の日から令和8年3月3日（火）正午まで【必着】

② 提出方法

ア 「質問票」（様式4）により、電子メール又はFAXで地域福祉課（下記11に同じ）へ送付してください。なお、口頭又は電話での問合せは受け付けません。

イ 質問事項は、様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

ウ 電子メールで送付の場合には、件名に「奈良県地域生活定着支援事業に係る質問について」と表記してください。

エ 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げる恐れのあるものを除き、地域福祉課ホームページ（<https://www.pref.nara.jp/1644.htm>）上で、令和8年3月6日（金）午後2時以降に公開することとし、個別には回答を行いません。

(3) 参加申込書の受付

① 提出期限

令和8年3月10日（火）正午まで【必着】

持参の場合の受付は午前9時から午後5時までとする。

② 提出方法

参加申込書（様式1）を郵送又は持参にて下記担当課へ提出すること。

なお、郵送の場合は、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

③ 電子契約の可否

本件は、電子契約も可とする。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を参加申込書と併せて郵送又は持参にて提出すること。

(4) 企画提案書等の受付

公告の日から同年3月18日（水）正午【必着】

各日（土曜日、日曜日、祝日を除く）とも午前8時30分から午後5時まで

(5) 審査結果の通知

令和8年3月下旬（予定）

4 参加資格

参加は単独によることとし、次の事項を全て満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q7（諸サービス）」に登録している者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）

5 応募手続等

応募については、1事業者につき1提案に限ります。

(1) 企画提案書の提出期限

令和8年3月18日(水)正午【必着】

※参加申込書を提出したものの提出期限までに提出がなかった場合は、辞退したものとみなします。

(2) 提出場所

地域福祉課(下記11に同じ)

(3) 提出方法

郵送又は持参とします。なお、持参による提出の際は、事前に提出予定日時を連絡してください。

(4) 提出物及び部数

次の①～③を1つに綴ったものを、9部(正本1部、副本(写し)8部)提出してください。書類は全て押印不要です。

副本(写し)は、社名やロゴマーク等提案者が判別できる記載はしないでください。なお、受理後の差替え及び追加・削除は認めません。

① 企画提案書(様式2)

② 事業者概要書(様式3) ※会社概要などがあれば添付してください。

③ 見積書(様式任意) ※それぞれの費目毎に必要な経費が分かるもの

(5) 提案内容

① センターの運営方針・実施体制

ア センターの運営方針について、その基本的な考え方(支援対象者への支援の姿勢、業務執行にあたっての公平性・中立性の確保)を明確かつ具体的に提案してください。

イ センターの設置場所(住所・施設名等)や運営体制(開所日・時間)、職員の配置(様式2 別紙「業務実施体制」のとおり)及び職員の資質向上のための取組について、具体的に提案してください。

② センター業務の企画運営

ア 支援対象者の釈放後の生活の希望や福祉的ニーズを把握したうえで、本人の特性に応じた福祉サービス等につなぐにあたり、本人との面接等における留意点等、支援対象者へのアセスメントをどのように行うのかについて、具体的に提案してください。

また、生活基盤を整え、釈放後直ちに適当な帰住先や福祉サービス等につなぐことができるよう、各関係機関との連携体制について、関係機関ごとに具体的に提案してください。

イ 支援対象者が釈放後、再犯及び再非行を行うことなく、地域の中で自立した日常生活を営めるよう、個々の特性に応じた必要な助言を行う等の支援対象者の受入事業者等に対する効果的なフォローアップについて、具体的に提案してください。

ウ 支援対象者の円滑な地域移行につなげるため、福祉的受け皿の確保や拡充、地域

の支援ネットワーク構築に向けた研修会等（仕様書4(3)⑤ア～ウ）について、県全域及び地域（一又は複数の事業者等）それぞれを対象に具体的に1つずつ提案してください。

エ 支援対象者の釈放後、本人や家族等の関係者からの相談に対してニーズ等を把握し、助言や必要な支援を行うなど相談支援における工夫について具体的に提案してください。

③ 個人情報保護及び苦情対応

ア 個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）について、具体的に提案してください。

イ 苦情に対しての解決方法及び処理体制について、具体的に提案してください。

④ 経費

県が提示した委託料上限額の範囲内で実施可能な提案内容となっており、業務委託期間において要する経費がわかる見積書を作成してください。

6 審査及び結果通知

(1) 審査方法

企画提案書の内容をもとに、別記「奈良県地域生活定着支援事業業務委託審査基準」に基づき、県が別途設置する審査委員会の審査を経て、本業務委託契約の相手方を特定します。

(2) プレゼンテーション等について

提案に対する質疑及び補足説明を求めめるため、提出資料に基づいたプレゼンテーションを実施します。

実施予定日 令和8年3月27日（金）

場 所 修徳ビル

（時間等については、応募者に別途通知します。）

(3) 失格事項

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とします。

- ① 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ② 上記4に示した参加資格がない者が提案したとき
- ③ 参加資格確認資料又は企画提案書に虚偽又は不正があったとき
- ④ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ⑤ 委託料上限額を超える見積書が提出されたとき
- ⑥ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき
- ⑦ プレゼンテーションに不参加のとき
- ⑧ その他不正な行為があったとき

(4) 審査結果の通知

企画提案書を提出した者に対しては、特定、非特定の旨を、書面により通知します。

(5) 特定結果の公表

審査結果の通知後すみやかに、契約期間中は、次の各号に掲げる事項について、地域福祉課ホームページ (<https://www.pref.nara.jp/1644.htm>) により公表する。

- ① 業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日
- ② 受託者・提案者毎、各評価項目毎の評価点及び合計点（ただし、受託者以外の業者名は公表しない。）

7 契約等

- (1) 上記により特定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を締結してください。
- (2) 提案内容の履行については、原則として契約内容に含めるものとします。
- (3) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となります。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができます。
- (4) 契約にあたっては、その他、地方自治法や奈良県会計規則をはじめとする諸規程が適用されます。
- (5) 契約内容等については、特定された者に別途通知します。
- (6) 特定後、速やかに協議を行うこととします。

8 契約の不締結

本業務委託契約の相手方の特定後、契約締結までに本業務委託契約の相手方について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 役員等（法人にあつては役員（非常勤を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)まで

のいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

9 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が8の(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書などの提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合、契約を解除し委託者を変更することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

10 その他

- (1) 本業務の成果等は県に属します。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とします。なお、提出のあった企画提案書等は返却しません。
- (3) 企画提案書は、提案者に無断で使用することはありません。
- (4) 企画提案書等は、奈良県情報公開条例（平成13年3月30日奈良県条例第38号）に基づき開示する場合があります。
- (5) 企画提案書等は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがあります。
- (6) 書類等の作成・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (7) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例、規則等に従うものとします。

11 書類等提出先・問合せ先

奈良県福祉保険部地域福祉課 地域福祉推進係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎3階

電話：0742-27-8503

FAX：0742-22-5709

電子メールによる連絡を希望する場合は、電話でメールアドレスを問合せしてください。